

平成17年6月7日
金 融 庁

～金融庁における法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)に関するアンケートの実施について(実施要領)～

1. 目的

金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上の取組みの1つとして、ノーアクションレター制度の活用促進が掲げられていることから、利用者の要望を洗い出し、具体的な対応を検討するため、同プログラム工程表に沿ってアンケートを実施します。

2. 対象

広く一般向けに実施します。

3. 内容

金融庁におけるノーアクションレター制度の内容及び運用上の取扱い等について、具体的な利用者の要望とその理由を求めるものです。

(注) 制度の内容及び運用上の取扱い等

- ・ 制度の具体的項目(対象法令条項の範囲、照会者の範囲、照会の方法、回答の方法、回答期間、回答を行わない事案、公開の方法、公開の延期)
- ・ 運用上の取扱い
- ・ 制度(制度自体、照会手続)の周知状況

4. 方法

(1) アンケート様式等の配布

本実施要領及び所定のアンケート様式は、金融庁ホームページからダウンロードする、または、金融庁及び各財務局(財務事務所含む)、沖縄総合事務局に備付けの用紙をご利用ください。

(2) アンケートの回答

- ① 電子メールで回答する場合は、所定のメールアドレス宛にアンケートの回答を添付の上、送信してください。
- ② 郵送で回答する場合は、金融庁監督局総務課法務係宛にアンケートの回答を送付してください。
- ③ ファクシミリで回答する場合は、所定のFAX番号にアンケートの回答を送信してください。

※電子メール又はファクシミリで回答を行う場合は、件名を「ノーアクションレター制度に

関するアンケート回答」として下さい。メールアドレス、郵送先住所、及び FAX 番号は、本実施要領末尾の【アンケート回答の送付先】欄に記載しています。

5. 実施期間

平成17年6月7日～平成17年7月4日(当日必着)

6. 集約結果の活用・反映

集約したアンケート結果については、金融庁内で検討を行い、17年9月以降、検討結果を踏まえた具体的な対応を実施します。なお、アンケート結果は回答者情報等を除いて公表することがあります。

7. 回答者情報等の取扱い

氏名、住所、職業等の個人情報をはじめとする回答者に関する情報は、回答がどのような立場からなされたものかを確認するとともに必要に応じ当方からお問い合わせをさせていただくために利用するものであり、これ以外の目的に利用することはありません。また、アンケートに記載されたこれらの情報は公表いたしません。

【アンケート回答の送付先】

○ 金融庁監督局総務課法務係

〒100-8976

東京都千代田区霞ヶ関3-1-1中央合同庁舎第4号館

ファクシミリ: 03-3506-6116

電子メール: sup-research@fsa.go.jp

【内容についての照会先】

○ 金融庁 電話: 03-3506-6000(代)

監督局総務課 (内線: 3402、3311)

※ 電話によるご回答はお受けできません。